



発行 新潟県

第 54 号

平成29年7月14日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

34 新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)

告 示

- 856 土地改良区役員の退任届 (農地計画課)
- 857 土地改良区役員の就任及び退任届 (農地計画課)
- 858 土地改良事業計画の認可 (農地計画課)
- 859 土地改良事業計画の認可 (農地計画課)
- 860 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 861 県営土地改良事業計画の縦覧 (農地計画課)
- 862 換地計画の縦覧 (農地整備課)
- 863 道路の供用開始 (道路管理課)
- 864 道路の供用開始 (道路管理課)
- 865 公有水面埋立の免許出願 (河川管理課)
- 866 市街地再開発組合の解散認可 (都市整備課)

公 告

- 製菓衛生師試験の実施 (生活衛生課)
- 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見 (商業・地場産業振興課)
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況 (出納局管理課)
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)

公安委員会規則

11 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課)

公安委員会告示

86 警備員指導教育責任者講習の実施 (生活安全企画課)



新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第34号

新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

新潟県製菓衛生師法施行細則（昭和42年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(受験手続)</p> <p><b>第11条</b> 第10条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書（別記第6号様式）に次に掲げる書類及び所定の手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u></p> <p>ア <u>法第5条第1号に該当する者 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書</u></p> <p>イ <u>法第5条第2号に該当する者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証明する書類及び菓子製造業従事証明書（別記第7号様式）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第6号様式</b>（第11条関係） 製菓衛生師試験受験願書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u></p> <p>(1) <u>製菓衛生師法第5条第1号に該当する者 製菓衛生師養成施</u></p>	<p>(受験手続)</p> <p><b>第11条</b> 第10条第1項に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験願書（別記第6号様式）に次に掲げる書類及び所定の手数料を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であることを証明する書類</u></p> <p>(2) <u>知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書（別記第7号様式）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第6号様式</b>（第11条関係） 製菓衛生師試験受験願書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 <u>学校教育法第57条に規定する者であることを証明する書類</u></p>

<p>設の卒業証書の 写し、卒業証明 書又は履修証明 書</p> <p>(2) 製菓衛生師法 第5条第2号に 該当する者 学 校教育法第57条 に規定する者で あることを証明 する書類及び菓 子製造業従事証 明書</p> <p><u>2</u> (略) <u>3</u> (略)</p>	<p>収入証紙貼付欄</p>	<p><u>2</u> 製菓衛生師養成 施設の卒業証書の 写し、卒業証明書 若しくは履修証明 書又は菓子製造業 従事証明書</p> <p><u>3</u> (略) <u>4</u> (略)</p>	<p>収入証紙はり付け 欄</p>
---	----------------	--	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第856号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第16項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年7月14日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

監事 佐渡市上新穂 542 末武 正義

退任年月日 平成 29 年 6 月 30 日

◎新潟県告示第857号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の川東土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年7月14日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事 新発田市大友1913番地 1 小野 健太郎  
(理事長)

- 〃 〃 上三光1461番地 藤間 吉男
- 〃 〃 宮古木1081番地 7 星野 盛二
- 〃 〃 上羽津819番地 小野 秀男
- 〃 〃 石喜167番地 本間 英介
- 〃 〃 南楯61番地 松川 正徳
- 〃 〃 小出158番地 鈴木 昇衛
- 〃 〃 滝82番地 天城 量策

監事 新発田市下中山146番地 加藤 一明  
 " " 板山2096番地 石山 育夫  
 " " 岡田172番地 羽賀 秀雄  
 就任年月日 平成29年 6月27日

2 退任

理事 新発田市大友1913番地 1 小野 健太郎  
 (理事長)  
 " " 上三光1461番地 藤間 吉男  
 " " 宮古木1081番地 7 星野 盛二  
 " " 上羽津819番地 小野 秀男  
 " " 下楠川43番地 島 守榮  
 " " 石喜167番地 本間 英介  
 " " 小出158番地 鈴木 昇衛  
 " " 麓399番地 伊藤 隆夫  
 監事 新発田市下中山146番地 加藤 一明  
 " " 板山2096番地 石山 育夫  
 " " 岡田172番地 羽賀 秀雄  
 退任年月日 平成29年 6月26日

◎新潟県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。  
 平成29年 7月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	寺尾五日町	農業用排水施設整備（基盤整備促進「農業用排水施設」）事業	新規	平成29年 6月29日	第48条

◎新潟県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。  
 平成29年 7月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	蕪甲水系	農業用排水施設整備（基盤整備促進「農業用排水施設」）事業	新規	平成29年 6月29日	第48条

◎新潟県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、五泉市及び新潟市の一部を受益地域とする県営桑山川地区農用地保全施設整備（湛水防除）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成29年 7月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 縦覧に供する書類の名称  
 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
 平成29年 7月18日から平成29年 8月15日まで

## 3 縦覧に供する場所

五泉市役所及び新潟市秋葉区役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第861号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営富曾亀地区農業用排水施設整備(かんがい排水「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成29年7月18日から平成29年8月15日まで

## 3 縦覧に供する場所

長岡市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第862号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)

事業に係る換地計画を定めたので、平成29年7月18日から平成29年8月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	三和中部第2	換地計画書の写し	上越市役所及び三和区総合事務所

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年7月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 後谷黒田上越妙高停車場線
- 2 供用開始の区間  
上越市大和二丁目933番から同市大和二丁目859番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月14日

#### ◎新潟県告示第864号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年7月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 上越脇野田新井線
- 2 供用開始の区間  
上越市大和二丁目859番1から同市大和二丁目859番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年7月14日

#### ◎新潟県告示第865号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願が次のとおりあった。

なお、関係図書及び書面は、平成29年7月14日から平成29年8月3日まで、新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年7月14日

新潟県知事 米山 隆一

1 出願の年月日

平成29年5月31日

2 出願人の名称及び住所

- (1) 名称 佐渡市
- (2) 住所 佐渡市千種232番地
- (3) 代表者氏名 佐渡市長 三浦 基裕
- (4) 代表者住所 佐渡市四日町587番地2

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市平松237番6から304番2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び458の地点と338の地点を直線で結んだ線で囲まれた区域

458の地点 「GPS. 2」基準点(北緯38度11分14秒、東経138度28分47秒)から211度54分19秒49.156メートルの地点

459の地点 458の地点から179度30分38秒16.744メートルの地点

460の地点 459の地点から186度39分34秒24.067メートルの地点

461の地点 460の地点から222度19分53秒26.061メートルの地点

462の地点 461の地点から265度52分51秒25.128メートルの地点

463の地点 462の地点から311度27分25秒13.226メートルの地点

311の地点 463の地点から41度28分07秒2.250メートルの地点

318の地点 311の地点から45度37分43秒2.771メートルの地点

319の地点 318の地点から55度09分53秒12.224メートルの地点

320の地点 319の地点から77度21分55秒5.047メートルの地点

321の地点 320の地点から92度49分09秒7.075メートルの地点

322の地点 321の地点から69度44分36秒6.495メートルの地点

323の地点 322の地点から52度57分19秒7.536メートルの地点

324の地点 323の地点から45度51分43秒3.196メートルの地点

325の地点 324の地点から71度45分38秒0.741メートルの地点

326の地点 325の地点から108度39分25秒0.815メートルの地点

327の地点 326の地点から130度09分25秒4.237メートルの地点

328の地点 327の地点から58度32分29秒1.032メートルの地点

329の地点 328の地点から126度57分43秒1.491メートルの地点

330の地点 329の地点から117度22分59秒1.002メートルの地点

464の地点 330の地点から76度35分38秒4.321メートルの地点

465の地点 464の地点から343度31分08秒1.131メートルの地点

331の地点 465の地点から349度05分16秒3.248メートルの地点

332の地点 331の地点から321度36分30秒4.436メートルの地点

333の地点 332の地点から319度36分45秒3.139メートルの地点

334の地点 333の地点から286度26分44秒2.140メートルの地点

335の地点 334の地点から287度26分50秒0.587メートルの地点

336の地点 335の地点から8度40分37秒10.758メートルの地点

337の地点 336の地点から27度14分52秒11.862メートルの地点

338の地点 337の地点から24度21分45秒5.236メートルの地点

(3) 面積

1,112.06平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市平松219番1、219番2、219番3、237番2、237番6及び304番2地内並びに同市平松219番3から304番2に至る間の地先公有水面、国有海浜地及び道

## (2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び400の地点と457の地点を直線で結んだ線で囲まれた区域

400の地点	「GPS. 2」基準点(北緯38度11分14秒、東経138度28分47秒)から348度19分15秒13.752メートルの地点
401の地点	400の地点から213度21分16秒5.254メートルの地点
402の地点	401の地点から213度59分40秒4.752メートルの地点
403の地点	402の地点から214度21分40秒2.202メートルの地点
380の地点	403の地点から124度17分46秒20.794メートルの地点
381の地点	380の地点から214度17分57秒3.000メートルの地点
404の地点	381の地点から304度17分50秒20.838メートルの地点
405の地点	404地点から214度10分42秒7.321メートルの地点
384の地点	405の地点から124度17分50秒20.834メートルの地点
385の地点	384の地点から214度13分49秒3.000メートルの地点
406の地点	385の地点から304度17分48秒17.814メートルの地点
407の地点	406の地点から214度17分47秒6.186メートルの地点
408の地点	407の地点から214度13分21秒10.535メートルの地点
409の地点	408の地点から155度14分30秒1.673メートルの地点
410の地点	409の地点から214度18分31秒1.875メートルの地点
411の地点	410の地点から191度48分02秒3.344メートルの地点
412の地点	411の地点から179度59分36秒8.481メートルの地点
413の地点	412の地点から179度37分04秒3.147メートルの地点
414の地点	413の地点から84度00分19秒5.438メートルの地点
415の地点	414の地点から169度35分02秒4.978メートルの地点
302の地点	415の地点から174度26分05秒13.497メートルの地点
303の地点	302の地点から189度03分01秒7.794メートルの地点
304の地点	303の地点から185度21分17秒19.556メートルの地点
305の地点	304の地点から220度30分46秒6.877メートルの地点
306の地点	305の地点から218度36分58秒26.162メートルの地点
307の地点	306の地点から269度42分38秒32.844メートルの地点
308の地点	307の地点から318度17分49秒4.106メートルの地点
309の地点	308の地点から318度32分41秒8.966メートルの地点
416の地点	309の地点から326度05分07秒7.502メートルの地点
417の地点	416の地点から4度45分18秒6.707メートルの地点
418の地点	417の地点から5度42分38秒6.482メートルの地点
419の地点	418の地点から57度56分18秒4.108メートルの地点
420の地点	419の地点から25度31分24秒6.862メートルの地点
421の地点	420の地点から16度07分58秒10.627メートルの地点
422の地点	421の地点から23度18分24秒10.016メートルの地点
423の地点	422の地点から23度42分55秒10.020メートルの地点
424の地点	423の地点から23度04分06秒12.017メートルの地点
425の地点	424の地点から21度51分02秒6.502メートルの地点
426の地点	425の地点から21度11分52秒3.824メートルの地点
427の地点	426の地点から22度33分27秒9.272メートルの地点
428の地点	427の地点から26度15分39秒9.264メートルの地点
429の地点	428の地点から115度17分19秒4.597メートルの地点
430の地点	429の地点から198度08分14秒9.065メートルの地点
431の地点	430の地点から199度06分35秒8.995メートルの地点
432の地点	431の地点から178度37分58秒4.107メートルの地点
433の地点	432の地点から183度55分24秒6.766メートルの地点
434の地点	433の地点から202度24分20秒12.010メートルの地点
435の地点	434の地点から174度33分40秒11.077メートルの地点

- 436の地点 435の地点から184度19分20秒10.389メートルの地点  
437の地点 436の地点から176度29分18秒1.600メートルの地点  
438の地点 437の地点から155度52分06秒0.516メートルの地点  
439の地点 438の地点から124度15分57秒0.717メートルの地点  
440の地点 439の地点から111度01分16秒1.513メートルの地点  
441の地点 440の地点から83度22分39秒3.138メートルの地点  
442の地点 441の地点から7度41分49秒7.556メートルの地点  
443の地点 442の地点から1度55分56秒10.648メートルの地点  
444の地点 443の地点から25度15分55秒14.451メートルの地点  
445の地点 444の地点から354度33分02秒7.529メートルの地点  
446の地点 445の地点から38度39分15秒4.663メートルの地点  
447の地点 446の地点から22度39分05秒10.391メートルの地点  
448の地点 447の地点から47度07分23秒7.921メートルの地点  
449の地点 448の地点から15度24分28秒10.568メートルの地点  
450の地点 449の地点から19度20分27秒10.800メートルの地点  
451の地点 450の地点から36度22分03秒7.231メートルの地点  
452の地点 451の地点から39度07分17秒5.971メートルの地点  
453の地点 452の地点から310度18分01秒2.416メートルの地点  
454の地点 453の地点から43度30分48秒1.744メートルの地点  
455の地点 454の地点から130度41分38秒10.133メートルの地点  
456の地点 455の地点から46度58分59秒3.780メートルの地点  
457の地点 456の地点から49度43分09秒5.002メートルの地点

## (3) 面積

4,991.80平方メートル

## 5 埋立地の用途

道路施設用地を造成し公共の用に供する。

## 6 埋立に関する工事の施工に要する期間

着手の日から2年間

## ◎新潟県告示第866号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、次の市街地再開発組合の解散を認可した。

平成29年7月14日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 市街地再開発組合の名称

大手通表町西地区市街地再開発組合

## 2 事業所の所在地

新潟県長岡市表町2丁目1番地3

## 3 解散認可年月日

平成29年7月14日

## 公 告

## 製菓衛生師試験の実施について（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成29年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成29年7月14日

新潟県知事 米山 隆一

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成29年9月7日(木)

午後2時00分から午後4時30分まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁西回廊講堂及び自治会館本館講堂、201会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論
- (7) 製菓実技

全問、四肢択一式により出題する。

製菓実技は、「和菓子分野」「洋菓子分野」「製パン分野」の3分野から1分野を選択して解答する。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

4 受験申込に必要な書類

(1) 受験願書

(2) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 上記3(1)に該当する者(製菓衛生師法第5条第1号に該当する者)

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書又は履修証明書  
婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。(本証は確認後、返却する。)

イ 上記3(2)に該当する者(製菓衛生師法第5条第2号に該当する者)

学校教育法第57条に規定する者であることを証明する書類及び菓子製造業従事証明書  
婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍謄本又は抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。(本証は確認後、返却する。)

(3) 受験票

(4) 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き上半身、大きさはパスポート用写真サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)。  
裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

- (5) 試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとするときは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)に基づく菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し(本証を持参のこと。確認後、返却する。)

5 受験手数料 9,400円

6 受験願書の受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

平成29年7月27日(木)から8月10日(木)まで(土、日曜日、祝日を除く)

(2) 提出場所

住所地を所管する保健所(県外に在住する者は新潟県福祉保健部生活衛生課)

7 合格発表

平成29年10月18日(水) 午前9時

住所地を所管する保健所及び県庁行政庁舎1階(広報展示室前掲示板)において行う。

また、県ホームページにおいても行う。

なお、合格発表日から11月17日(金)の間(土、日曜日、祝日を除く)は、受験者本人が受験票を呈示することにより新潟県福祉保健部生活衛生課及び受験者の住所地を所管する保健所(ただし、新潟市保健所は除く)において、各人の得点を知ることができる。

8 その他

- (1) 受験者には、受験願書受付後「製菓衛生師試験受験票」を送付する。

(2) この試験について不明な点は、最寄りの保健所又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

#### 特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成29年7月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名 称 ベイシア豊栄店

所在地 新潟市北区かぶとやま二丁目1番62外170筆

設置者 ・株式会社ベイシア

・ほか5者

2 届出の概要及び公告日

概 要 条例第8条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成29年4月4日

3 意見の概要

(1) 新潟市長の意見の概要

意見なし

(2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

(3) 三条市長の意見の概要

意見なし

(4) 新発田市長の意見の概要

意見なし

(5) 加茂市長の意見の概要

意見なし

(6) 燕市長の意見の概要

意見なし

(7) 五泉市長の意見の概要

意見なし

(8) 阿賀野市長の意見の概要

意見なし

(9) 聖籠町長の意見の概要

意見なし

(10) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

(11) 田上町長の意見の概要

意見なし

(12) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部商業振興課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能）

5 縦覧期間

平成29年7月14日から平成29年8月14日まで

#### 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成11年新潟県告示第1221号）8の規定により、平成29年4月から6月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成29年7月14日

新潟県知事 米山 隆一

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ファイルサーバ等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年7月14日

新潟県知事 米山 隆一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達案件の名称

ファイルサーバ等賃貸借

##### (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先

##### (1) 期間

本公告の日から平成29年8月3日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

##### (2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

##### (3) 問合せ先

###### ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

###### イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係

電話番号 025-285-0110 内線2443

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達物品又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。

(4) 本調達物品納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限 平成29年7月14日（金）から平成29年8月3日（木）まで（新潟県の休日を定める条例第1

条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成29年8月10日(木)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成29年8月25日(金)午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成29年8月24日(木)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) The nature of products to be procured:

Lease of computer server units and other related devices

(2) Time and place of bidding:

11:00a.m. August 25, 2017

Contract Bidding Room, Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

〒950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 2235

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月14日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年9月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院 超音波室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-0242  
新潟県燕市吉田大保町32番14号  
新潟県立吉田病院 経営課  
電話番号 0256-92-5111 内線413
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成29年7月25日（火）午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
平成29年7月31日（月）午前11時00分  
新潟県立吉田病院 講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）  
イ 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、医用画像管理システム（PACS）について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月14日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

医用画像管理システム（PACS） 一式

---

(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。

(3) 納入期限  
平成29年10月31日(火)

(4) 納入場所  
新潟県立吉田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年7月25日(火)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成29年7月31日(月)午前11時30分

新潟県立吉田病院 講堂

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

- る。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
  - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
  - イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

**新潟県公安委員会規則第11号**

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月14日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(道路使用の許可)</p> <p><b>第14条</b> 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警察署長の許可を受けなければならない行為を次の各号に掲げるとおり定める。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの<u>実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験</u>をすること。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(道路使用の許可)</p> <p><b>第14条</b> 法第77条第1項第4号の規定に基づき、警察署長の許可を受けなければならない行為を次の各号に掲げるとおり定める。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験又は人の移動の用に供するロボットの<u>実証実験</u>をすること。</p> <p>2 (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

**◎新潟県公安委員会告示第86号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成29年7月14日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）
- 2 実施期間及び場所
  - (1) 実施期間

平成29年8月21日(月)から平成29年8月31日(木)までの8日間(金曜日、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2  
技術士センタービルI

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成29年7月26日(水)から平成29年7月27日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話  
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(オ) 4 (5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

イ 提出期間

平成29年8月9日(水)から平成29年8月10日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)